

食安輸発0611第1号
平成25年6月11日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成25年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(台湾産デンプン製品のマレイン酸)

先般、台湾においてデンプン製品から無水マレイン酸が検出し、回収がなされているとの情報を入手したことから、平成25年5月30日付け食安輸発0530第9号に基づき対応しているところです。本措置に加え、検疫所におけるデンプンに係るマレイン酸のモニタリング検査を実施することとしたので、台湾産デンプンの届出がなされた際は、当分の間輸入の都度、下記のとおりモニタリング検査に係る検体を採取するよう、対応方よろしく申し上げます。

記

1. 対象食品
台湾産デンプン
2. 検査項目
マレイン酸
3. 検体採取方法
平成25年3月29日付け食安輸発0329第3号「平成25年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について」別表第4の「添加物②不均一に分布するもの」によること。
4. 検査方法
別途通知予定。
5. その他
検査の結果、マレイン酸が検出した場合にあっては、製造工程における無水マレイン酸の使用の有無を確認するとともに、検疫所業務管理室を通じ、当室まで連絡すること。